

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年4月22日(2021.4.22)

【公表番号】特表2020-510701(P2020-510701A)

【公表日】令和2年4月9日(2020.4.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-014

【出願番号】特願2019-571114(P2019-571114)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/7004	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2017.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/42	(2017.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	31/565	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/14	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/7004
A 6 1 K	9/06
A 6 1 K	47/34
A 6 1 K	47/36
A 6 1 K	47/42
A 6 1 K	47/38
A 6 1 K	47/32
A 6 1 K	31/565
A 6 1 P	17/02
A 6 1 P	17/14

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月4日(2021.3.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

創傷治癒を促進するのに使用されるD-デオキシリボース糖であって、前記糖が、担体内に用意され、前記担体が、生体適合性マトリックス材料またはヒドロゲルである、D-デオキシリボース糖。

【請求項2】

前記D-デオキシリボースが、2-デオキシリボースである、請求項1に記載の使用用のD-デオキシリボース糖。

【請求項3】

前記担体が生分解性担体である、請求項1または2に記載の使用用のD-デオキシリボース糖。

【請求項4】

前記マトリックス材料が、電界紡糸された足場である、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の使用用の D - デオキシリボース糖。

【請求項 5】

前記電界紡糸された足場が、ポリ乳酸 ( P L A ) 、ポリグリコリド ( P G A ) 、ポリ ( 乳酸 - c o - グリコール酸 ) ( P L G A ) 、またはポリ ( 3 - ヒドロキシブチラート - c o - 3 - ヒドロキシバレラート ) P H B V の少なくとも 1 つを含む、請求項 4 に記載の使用用の D - デオキシリボース糖。

【請求項 6】

前記ヒドロゲルが、架橋ヒドロゲルである、請求項 1 または 2 に記載の使用用の D - デオキシリボース糖。

【請求項 7】

前記ヒドロゲルが、キトサン、ゼラチン、アルギナート、アガロース、メチルセルロース、ヒアルロナン、またはそれらのあらゆる組合せの少なくとも 1 つを含む、請求項 1 または 6 に記載の使用用の D - デオキシリボース糖。

【請求項 8】

前記ヒドロゲルが、キトサンおよびコラーゲンを含む、請求項 7 に記載の使用用の D - デオキシリボース糖。

【請求項 9】

前記ヒドロゲルが、ポリビニルアルコール、ポリアクリル酸ナトリウム、アクリラートポリマー、またはそれらのあらゆる組合せを含む、請求項 7 または 8 に記載の使用用の D - デオキシリボース糖。

【請求項 10】

前記ヒドロゲルが、キトサンおよびポリビニルアルコールを含む、請求項 6 ~ 9 のいずれか一項に記載の使用用の D - デオキシリボース糖。

【請求項 11】

前記担体が、抗菌剤をさらに含む、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の使用用の D - デオキシリボース糖。

【請求項 12】

前記創傷が慢性創傷である、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の使用用の D - デオキシリボース糖。

【請求項 13】

前記創傷が全層創傷である、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の使用用の D - デオキシリボース糖。

【請求項 14】

前記創傷が火傷である、請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の使用用の D - デオキシリボース糖。

【請求項 15】

D - デオキシリボース糖を含む生体適合性マトリックス材料。

【請求項 16】

前記マトリックス材料が、電界紡糸された足場である、請求項 15 に記載の生体適合性マトリックス材料。

【請求項 17】

前記電界紡糸された足場が、ポリ乳酸 ( P L A ) 、ポリグリコリド ( P G A ) 、ポリ ( 乳酸 - c o - グリコール酸 ) ( P L G A ) 、またはポリ ( 3 - ヒドロキシブチラート - c o - 3 - ヒドロキシバレラート ) P H B V の少なくとも 1 つを含む、請求項 17 に記載の生体適合性マトリックス材料。

【請求項 18】

D - デオキシリボース糖を含むヒドロゲル。

【請求項 19】

前記ヒドロゲルが、キトサン、ゼラチン、アルギナート、アガロース、メチルセルロー

ス、ヒアルロナン、またはそれらのあらゆる組合せの少なくとも1つを含む、請求項18に記載のヒドロゲル。

【請求項20】

前記ヒドロゲルが、キトサンおよびコラーゲンを含む、請求項18または19に記載のヒドロゲル。

【請求項21】

前記ヒドロゲルが、ポリビニルアルコール、ポリアクリル酸ナトリウム、アクリラートポリマー、またはそれらのあらゆる組合せを含む、請求項18～20のいずれか一項に記載のヒドロゲル。

【請求項22】

前記ヒドロゲルが、キトサンおよびポリビニルアルコールを含む、請求項18～21のいずれか一項に記載のヒドロゲル。

【請求項23】

創傷治癒の促進に使用され、または脱毛症の処置に使用される、請求項15～17のいずれか一項に記載の生体適合性材料。

【請求項24】

創傷治癒の促進に使用され、または脱毛症の処置に使用される、請求項18～22のいずれか一項に記載のヒドロゲル。

【請求項25】

創傷床において血管化を増大させ、または誘導する方法に使用される、請求項15～17のいずれか一項に記載の生体適合性材料。

【請求項26】

創傷床において血管新生を増大させ、または誘導する方法に使用される、請求項18～22のいずれか一項に記載のヒドロゲル。

【請求項27】

脱毛症の処置に使用されるD-デオキシリボース糖であって、前記糖が、担体内に用意され、前記担体が、生体適合性マトリックス材料またはヒドロゲルである、D-デオキシリボース糖。

【請求項28】

前記D-デオキシリボースが、2-デオキシリボースである、請求項27に記載の使用用のD-デオキシリボース糖。

【請求項29】

前記担体が生分解性担体である、請求項27または28に記載の使用用のD-デオキシリボース糖。

【請求項30】

前記マトリックス材料が、電界紡糸された足場である、請求項27～29のいずれか一項に記載の使用用のD-デオキシリボース糖。

【請求項31】

前記電界紡糸された足場が、ポリ乳酸（PLA）、ポリグリコリド（PGA）、ポリ（乳酸- $\epsilon$ -グリコール酸）（PLGA）、またはポリ（3-ヒドロキシブチラート- $\epsilon$ - $\epsilon$ -3-ヒドロキシバレラート）PHBVの少なくとも1つを含む、請求項30に記載の使用用のD-デオキシリボース糖。

【請求項32】

前記ヒドロゲルが架橋ヒドロゲルである、請求項27または28に記載の使用用のD-デオキシリボース糖。

【請求項33】

前記ヒドロゲルが、キトサン、ゼラチン、アルギナート、アガロース、メチルセルロース、ヒアルロナン、またはそれらのあらゆる組合せの少なくとも1つを含む、請求項27または32に記載の使用用のD-デオキシリボース糖。

【請求項34】

前記ヒドロゲルが、キトサンおよびコラーゲンを含む、請求項33に記載の使用用のD-デオキシリボース糖。

【請求項35】

前記ヒドロゲルが、ポリビニルアルコール、ポリアクリル酸ナトリウム、アクリラートポリマー、またはそれらのあらゆる組合せを含む、請求項33または34に記載の使用用のD-デオキシリボース糖。

【請求項36】

前記ヒドロゲルが、キトサンおよびポリビニルアルコールを含む、請求項32～35のいずれか一項に記載の使用用のD-デオキシリボース糖。

【請求項37】

前記担体が抗菌剤をさらに含む、請求項27～36のいずれか一項に記載の使用用のD-デオキシリボース糖。

【請求項38】

毛の再生を促進する非治療的方法であって、前記方法が、D-デオキシリボース糖の投与を含み、前記糖が、担体内に用意され、前記担体が、生体適合性マトリックス材料またはヒドロゲルである、方法。

【請求項39】

前記D-デオキシリボースが、2-デオキシリボースである、請求項38に記載の毛の再生を促進する非治療的方法。

【請求項40】

前記担体が生分解性担体である、請求項38または39に記載の毛の再生を促進する非治療的方法。

【請求項41】

前記マトリックス材料が、電界紡糸された足場である、請求項38～40のいずれか一項に記載の毛の再生を促進する非治療的方法。

【請求項42】

前記電界紡糸された足場が、ポリ乳酸（PLA）、ポリグリコリド（PGA）、ポリ（乳酸- $\epsilon$ -グリコール酸）（PLGA）、またはポリ（3-ヒドロキシブチラート- $\epsilon$ - $\epsilon$ -3-ヒドロキシバレラート）PHBVの少なくとも1つを含む、請求項41に記載の毛の再生を促進する非治療的方法。

【請求項43】

前記ヒドロゲルが架橋ヒドロゲルである、請求項41または42に記載の毛の再生を促進する非治療的方法。

【請求項44】

前記ヒドロゲルが、キトサン、ゼラチン、アルギナート、アガロース、メチルセルロース、ヒアルロナン、またはそれらのあらゆる組合せの少なくとも1つを含む、請求項38または43に記載の毛の再生を促進する非治療的方法。

【請求項45】

前記ヒドロゲルが、キトサンおよびコラーゲンを含む、請求項44に記載の毛の再生を促進する非治療的方法。

【請求項46】

前記ヒドロゲルが、ポリビニルアルコール、ポリアクリル酸ナトリウム、アクリラートポリマー、またはそれらのあらゆる組合せを含む、請求項44または45に記載の毛の再生を促進する非治療的方法。

【請求項47】

前記ヒドロゲルが、キトサンおよびポリビニルアルコールを含む、請求項43～47のいずれか一項に記載の毛の再生を促進する非治療的方法。

【請求項48】

前記担体が抗菌剤をさらに含む、請求項38～47のいずれか一項に記載の使用用のD-デオキシリボース糖。

**【請求項 4 9】**

請求項 1 5 ~ 1 7 のいずれか一項に記載の生体適合性マトリックス材料を含む創傷包帯。

**【請求項 5 0】**

請求項 1 8 ~ 2 2 のいずれか一項に記載のヒドロゲルを含む創傷包帯。